スタードリーム円

〈仕組み預金〉満期日繰上特約付円定期預金

この契約締結前交付書面は 2025 年 1 月 1 日現在のものです。

「スタードリーム円定期」〈仕組み預金〉満期日繰上特約付円定期預金

(この書面は、法令等の規定に基づく契約締結前交付書面です。)(この書面は、商品説明書を兼ねております。)

本預金ご契約にあたっては、この書面を十分にお読みください。

- 「スタードリーム円定期」〈仕組み預金〉満期日繰上特約付円定期預金は、当行の判断により満期日を繰り上げることができる特約が付いているかわりに、当行の通常のスターワン円定期預金よりも預金利率が高く設定された円仕組み預金です。
- **原則、中途解約はできません。**
- **中途解約の必要のない余裕資金でお預け入れください。**

- 原則、中途解約はできません。また、預り口(※1)としてお預りする期間も中途解約ができません。例外的に当行がやむを得ないと認めて中途解約に応じる場合、すでに支払われている利息を元本から差し引きます。その後、中途解約に伴い発生する解約日から満期日までの本預金の再構築額、およびそれに伴う諸費用を当行所定の計算により算出し、その算出額を違約金として差し引きます。 **この場合、結果として元本割れが生じます。**
- 本預金には、当行の判断により、当初満期日を繰上満期日に繰り上げることができる特約(満期日繰上特約(※2))が付いています。
- 当初満期日が繰上満期日に繰り上がった場合、払い戻された資金をその時点における市場金利の下で運用したとしても、より低利の運用となる可能性があります。反対に、満期日が繰り上げられなかった場合、繰上満期日以降の本預金の金利は市場金利を下回ることになり、結果的に不利な運用となる可能性が高くなります。
- 本預金のご契約の最終判断は必ずお客さまご自身で行っていただきますようお願いいたします。

〔商号・住所〕　株式会社東京スター銀行　東京都港区赤坂二丁目３番５号

〈本預金のイメージ図〉

例：10年タイプの場合

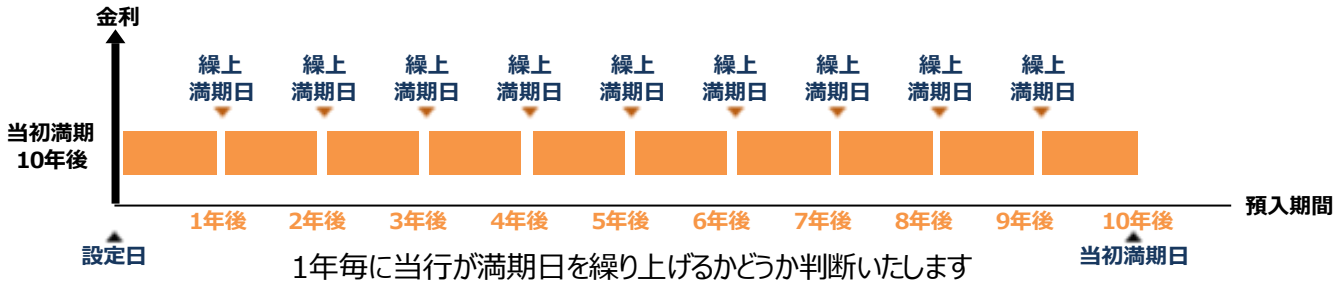

1年毎に当行が満期日を繰り上げるかどうか判断いたします

〈繰上満期の判定イメージ図〉
*下記はあくまでも考え方の目安であり満期日繰上特約の行使は当行が判断いたします。

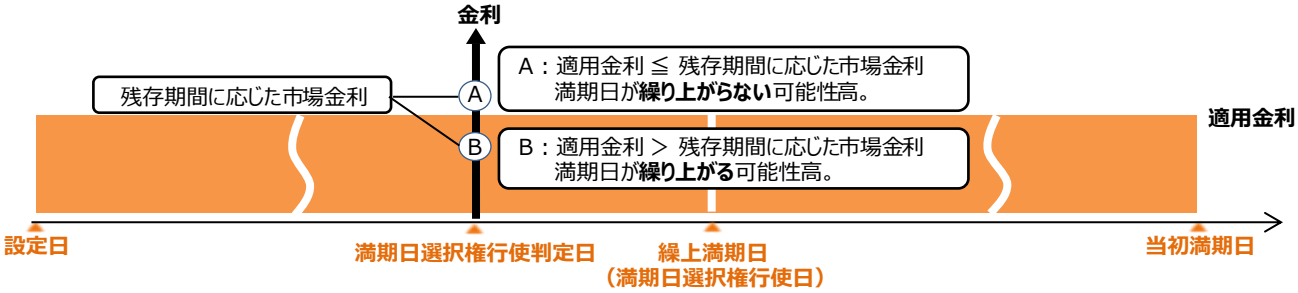

〔商品の概要〕

商品名		「スタードリーム円定期」〈仕組み預金〉満期日繰上特約付円定期預金
商品概要		当行の判断により当初満期日を繰上満期日に繰り上げできる特約(満期日繰上特約)が付いているかわりに、当行の通常のスターワン円定期預金よりも預金利率が高く設定された円仕組み預金です。
預金保険		預金保険の対象であり、当行にお預け入れいただいている他の預金保険の対象となる預金等と合算して、元本 1,000 万円までと保険事故発生日までの利息が保護されます。ただし、保険事故発生時には本預金に内包されるデリバティブ取引は消滅し、本預金は預入時点（中間利払い済みの場合は最終利払日）の店頭表示金利を適用金利とするスターワン円定期預金に切り替わります。このため、本預金の利息等については、預入日におけるスターワン円定期預金(本預金と同一の期間および金額。預入期間が 5 年を超える場合は 5 年もの。)の店頭表示金利までが預金保険の対象となり、それを超える部分は預金保険の対象外となります。
ご利用いただける方		スターワン口座を保有される、国内居住の個人のお客さま 店頭・テレホンバンク：原則満 18 歳以上かつ満期時年齢が満 90 歳未満 インターネット　　：満 18 歳以上かつ満 75 歳未満
受付チャネル		店頭、テレホンバンク、インターネット *各チャネルの取り扱い時間については、店頭またはテレホンバンクにお問い合わせいただくか、当行ホームページをご覧ください。なお、店頭における募集期間最終日の受付時間は 15:00 までとなります。
募集期間		あらかじめ募集期間を設定し、お申し込みを受け付けます。募集期間については、店頭またはテレホンバンクにお問い合わせいただくか、当行ホームページをご参照ください。なお、募集中であっても、市場環境等の急変により取り扱いを中止する場合があります。この場合、すでにお申し込みをされた預り金は当行所定の金利を適用して計算した利息を付したうえ、スターワン口座の円普通預金へお返しします。
預り口（※1）		預入日から設定日までは預り口として当行所定の金利を適用します。 設定日に元本のみ本定期に振り替え、預り口の利息はスターワン口座の円普通預金に入金いたします。
設定日		設定日とは元本を預り口から本定期に振り替える日を指し、原則、募集期間終了日から 3 営業日後です。 くわしくは店頭またはテレホンバンクにお問い合わせいただくか、当行ホームページをご参照ください。
預入期間		**本預金には、当行の判断により満期日を当初満期日から繰上満期日に繰り上げることができる「満期日繰上特約」が付いています。** ●3 年タイプ　：当初満期日（設定日の 3 年後応当日）　繰上満期日（当初満期日までに到来する、設定日から 1 年ごとの応当日） ●5 年タイプ　：当初満期日（設定日の 5 年後応当日）　繰上満期日（当初満期日までに到来する、設定日から 1 年ごとの応当日） ●10 年タイプ：当初満期日（設定日の 10 年後応当日）繰上満期日（当初満期日までに到来する、設定日から 1 年ごとの応当日） ●15 年タイプ：当初満期日（設定日の 15 年後応当日）繰上満期日（当初満期日までに到来する、設定日から 1 年ごとの応当日） *お申込月により取り扱う預入期間（タイプ）が異なる場合があります。くわしくは店頭またはテレホンバンクにお問い合わせいただくか、当行ホームページをご参照ください。
預入	(1)預入方法	一括預け入れのみの取り扱いです。預り口への預け入れはスターワン口座の円普通預金から振り替えます。その後、設定日に預り口から本定期に振り替えます。
	(2)最低預入額・預入単位	店頭・テレホンバンク：100 万円以上 1 円単位 インターネット　　：10 万円以上 1 円単位
満期日の取り扱い		満期受取方式のみの取り扱いです(自動継続方式の取り扱いはありません)。 満期日以降は、その時点におけるスターワン円普通預金金利を適用します。 ＊満期応当日が銀行休業日の場合、その翌営業日を満期日とします。
払戻方法		満期日に一括してスターワン口座の円普通預金に払い戻します。
利息	(1)適用金利	当初満期日または繰上満期日(満期日選択権行使日)まで適用します。本預金は<u>デリバティブ取引を内包した預金</u>であり、適用金利は満期日繰上特約に対する対価を反映しております。この特約を使うか否かは当行が判断し、満期日を決定の上、通知します。くわしくは店頭またはテレホンバンクへお問い合わせいただくか、当行ホームページをご参照ください。
	(2)利払方法	1 年ごとにスターワン口座の円普通預金に入金することによりお支払いいたします。
	(3)利息計算方法	付利単位を 1 円として、1 年を 365 日とした日割計算です。
税金		利子所得は源泉分離課税 20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)として課税されます。なお国税のうち 0.315%分は復興特別所得税の導入によるものです。本預金はマル優の対象外です。

満期日繰上特約 (※2)	● 繰上満期日(満期日選択権行使日)の原則 2 営業日前(満期日選択権行使判定日)に、当行がその判断により、満期日選択権を行使することを決定した場合に満期日が繰り上がります。繰上満期日は当初満期日までに到来する、設定日から１年ごとの応当日となります。 ● 当行が一度も満期日選択権を行使しなかった場合、３年・５年・10 年・15 年タイプのいずれも当初満期日を満期日とします。 【満期日繰上特約のご注意点】 ● 一般的に、満期日選択権行使判定日の市場金利が、繰上満期日(満期日選択権行使日)以降の本預金の金利より低い場合、満期日選択権が行使され、満期日が繰り上がる可能性が高くなります。この場合、払い戻された資金をその時点における市場金利の下で運用したとしても、より低利の運用となる可能性があります。 ● 反対に、満期日選択権行使判定日の市場金利が、繰上満期日(満期日選択権行使日)以降の本預金の金利より高い場合、満期日選択権が行使されず、満期日は繰り上がらない可能性が高くなります。この場合、繰上満期日以降の金利は市場金利を下回ることになり、結果的に不利な運用となる可能性が高くなります。 ● 当行が満期日選択権を行使するか否かの判定は、判定日の市場金利と繰上満期日以降の本預金の金利との比較結果のみにより決定されるものではなく、将来における市場金利の変動性等も判断要素となります。
中途解約について	**原則、中途解約はできません。また、預り口としてお預りする期間も中途解約ができません。** 例外的に当行がやむを得ないと認めて中途解約に応じる場合、中途解約に伴い発生する解約日から満期日までの本預金の再構築額、および解約に伴う諸費用を当行所定の計算により算出し、その算出額を違約金として預入元本から差し引き、さらに、すでに支払われている利息がある場合は、その利息も差し引きます。 **この場合、結果として元本割れが生じます。** 〈中途解約の計算〉 1. 中途解約された場合、利息は付されません。 2. 中途解約に応じる場合、当行は預入元本から違約金を差し引きスターワン口座の円普通預金に入金いたします。 なお、すでに支払われている利息がある場合は、その利息額も差し引きます。 3. お客さまの中途解約処理日における最終的なお受取額は以下のようになります。 中途解約処理日におけるお受取額 ＝ 預入元本 － 違約金 － すでに支払われている利息 **＊中途解約のお手続きにはお時間がかかります。ご了承ください。** 例外的に中途解約に応じる場合、次の事由に限ります。 (1)預金者につき相続の開始があったとき。 (2)預金者が天変地異その他の不可抗力により財産の大部分を滅失したとき。 (3)預金者が疾病により生計の維持ができなくなったとき。 (4)前記(1)から(3)までのほか、当行が中途解約をやむを得ないものと認めたとき。
違約金の計算について	**違約金は、本預金に内包されるデリバティブ取引の解約清算金により発生します。** 解約清算金は、中途解約日から満期日までの本預金の再構築額およびこれに伴う諸費用として当行所定の計算により算出されるものです。再構築額および諸費用は、金利の上昇などを要因として増大します。 〈違約金計算例〉 金利水準が最も高いレベルに上昇(設定日より 1.9%程度の上昇＊)したと仮定した場合、預入元本に対し３年タイプで **17%程度**、５年タイプで **21%程度**、10 年タイプで **29%程度**、15 年タイプで **39%程度** (例えば**預入元本が 3,000,000 円の場合**、３年タイプで **510,000 円**、５年タイプで **630,000 円**、10 年タイプで **870,000 円**、15 年タイプで **1,170,000 円程度**)の違約金がかかると想定されます。 ＊観測期間を 2009 年 9 月 1 日~2024 年 10 月 31 日の間として、合理的に取得できるデータをもとに、当行が最悪の場合と想定する前提条件に基づき算定しています。 **違約金は、時間の経過や金利等の市場実勢により大幅に変わる可能性があります。その他の関連諸事情が大きく変動した場合等でも違約金が上記以上の水準になる可能性があります。従って、実際に中途解約するまで確定的な違約金をご提示することはできません。**

その他留意事項	預金通帳および預金証書は発行しません。お取引内容はスターワン口座取引明細書にてご確認ください。
付加できる特約事項	ありません。
当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先　全国銀行協会相談室　（電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772）
対象事業者となっている認定投資者保護団体	ありません。
お問い合わせ先	店頭または以下までお問い合わせください。 ● 口座をお持ちでないお客さま　0120-82-1189 ● すでに口座をお持ちのお客さま　0120-81-8689 ● 当行ホームページ上(https://www.tokyostarbank.co.jp)に金利情報等、本預金に関する情報を掲載しております。

以上